

接種費用無料

接種は強制ではありません

新型コロナウイルスワクチン 接種に関するお知らせ

上里町新型コロナウイルスワクチン接種
相談窓口（上里町保健センター内）
☎ 0120 - 019 - 252(フリーダイヤル)
(午前9時～午後5時・平日のみ)

オミクロン株対応ワクチンの接種を 実施しています

■対象者

初回接種（1・2回目）を完了した12歳以上の方
（3～4回目を接種済みの方も対象となります）

■接種間隔

最後に接種をした日から**3か月**経過後

■使用するワクチン

オミクロン株対応の2価ワクチン
（ファイザー社製・モデルナ社製）

※令和4年12月14日(火)から、12～17歳の方もモデルナ
社製ワクチンを接種できるようになりました

※オミクロン株対応ワクチンの接種は1人1回のみ

※令和4年11月8日(火)以降に追加接種としてノババックス
ワクチンを接種した場合は、その後のワクチン接種
はありません

■転入した方でオミクロン株対応ワクチン未接種の方へ

他自治体にお住まいの時に従来型ワクチンによる
接種を受け、その後上里町へ転入された方は、接種
券発行を受けるために申請が必要です。

町ホームページからのオンライン
申請または保健センター窓口来所・
郵送申請で受付しています。



▲転入者向け接種券
発行申請フォーム

乳幼児、小児向けの新型コロナワクチン接種 を実施しています

詳細は送付した書類をご確認ください。

■乳幼児（6か月～4歳）

初回接種として3回接種します。

■小児（5～11歳）

初回接種として2回接種します。

追加接種は2回目接種から5か月経過後に接種でき
ます。

初回接種（1・2回目）の予約を受付中です

接種をご希望の方は、まずは相談窓口（☎0120－
019－252）へお問い合わせください。

初回接種は、オミクロン株ワクチンではなく、従来
株ワクチンでの接種となります。

接種希望の方は早めに予約してください

接種が受けられる時期は、令和5年3月31日まで
の予定です。終了時期が近づくにつれて接種できる日時や
医療機関が少なくなります。接種を希望する方は、
日程に余裕を持って予約をしてください。

町長コラム

山下 博一



53

ご存知ですか？

成年年齢は18歳に

明治時代から約140年間、
日本での成年年齢は20歳と民
法で定められていました。こ
の民法が改正され、令和4年
4月1日から、成年年齢が18
歳に変わりました。これによ
り、令和4年4月1日時点で
18歳と19歳の方は、この日か
ら成人となりました。

《18歳でもできること》

民法が定めている成年年齢
には、「一人で契約をするこ
とができる年齢」という意味
と、「父母の親権に服さなく
なる年齢」という意味があり
ます。言い換えれば、親の同
意を得なくても、自分の意思
でさまざまな契約ができるよ
うになるということです。

たとえば、携帯電話の契約
や高額な商品の購入時にロー
ンを組む際など、未成年の場
合には親の同意が必要です。
しかし、成年に達すると、こ
うした契約が自分一人で行
えるようになります。

また、親権に服さなくなる
ため、自分の住む場所や、進
学・就職といった進路なども
自分の意思で決定できるよう
になります。さらに、10年有
効のパスポートを取得したり、

公認会計士や司法書士などの
資格を取得したりすることも
可能となります。

《20歳までできないこと》

民法以外の法律により依然
として20歳になるまで制限さ
れる行為もあります。飲酒や
喫煙、競馬・競輪の投票券を
買うことや、養子を迎えるこ
となどが該当します。

《気づいてほしいこと》

成年に達すると一人で判断
できる範囲が広がりますが、
契約行為などには注意が必要
です。万一、消費者トラブル
に巻き込まれた場合や、困っ
たことが起きてしまったとき
の相談窓口として、消費者
ホットライン「188（いや
や）！」が設置されています。
一人で悩まないで、おかし
いなど思ったときにはしっか
り相談ができることが大事で
す。特に、新成人の皆さんは、こ
のホットラインをぜひ覚えて
おいてください。



▲消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

水道料金の一部免除事業の終了について

上里町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策・町独自支援策【第5弾】の家計応援事業として、令和4年11月請求分から実施していた水道料金の一部減免が、令和5年2月請求分で終了となります。



このため、3月請求分からは、通常の料金計算により請求されます。
なお、水道料金は令和4年10月施行の料金改定により、1月請求分から新料金が適用されています。使用水量が同じでも、以前の料金から変わっているのでご注意ください。

給水料金（1か月につき） (消費税抜き)

	基本料金		超過料金【水量 (1.0㎡につき)】												メーター 使用料					
			10㎡まで		20㎡まで		30㎡まで		40㎡まで		50㎡まで		50㎡超過分							
	旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金				
13mm	820円	1,100円			103円	117円			138円 156円		155円 176円		166円 188円		60円	40円				
20mm	820円	1,100円			120円 136円										基本料金に含まれる					
25mm	2,070円	2,500円					200円 140円				500円 600円									
30mm	3,620円	4,080円			300円 180円															
40mm	5,520円	6,250円	500円 600円																	
50mm	7,760円	9,800円			1,500円 790円															
75mm	7,760円	11,200円	1,500円 790円																	
100mm 以上	管理者が別に定める																			

※料金は、表から算出した額に消費税分として100分の110を乗じて得た額となります。
その額の1円未満の端数につきましては切り捨てとさせていただきます。
請求は2か月に1度のため、基本料金とメーター使用料は2倍、超過料金は「10～50㎡超過分」の水量を2倍にして計算します。

問合せ…上下水道課業務係【☎33-4161】

～がんばんべえ上里！～ 地域応援商品券の利用期限が迫っています

町民生活の支援と商工業の振興のため、町内の商店等で利用できる地域応援商品券の利用期限が迫っています。ぜひ、ご利用ください。



▲地域応援商品券



▲町HP
「地域応援商品券の発行について」

◎商品券の金額

1人あたり額面 **3,000円** (500円券6枚綴)

◎商品券の利用期間

令和5年2月15日(水)まで
※利用期間を経過した商品券は無効となりますのでご注意ください。

◎商品券の利用ができる店舗

広報かみさと12月号と併せて配布したチラシに利用店舗一覧を掲載しました。
また、町ホームページ、商工会ホームページでも利用店舗をご覧ください。
問合せ…産業振興課産業観光係【☎35-1232】

令和5年2月から 証明書コンビニ交付がはじまりました！

▶コンビニ交付に関する問合せ…総合政策課政策調整係【☎35-1238】

令和5年2月1日(水)から、マイナンバーカードがあればコンビニエンスストア（以下コンビニ）などのマルチコピー機を利用して、各種証明書を取得できるサービスが始まりました。

★コンビニ交付で取得できる証明書

証明書の種類	1通あたりの手数料	取得できる範囲
住民票の写し	150円	本人、同一世帯員が取得できます。世帯全員・世帯一部を取得できます。 ※除票および住民票コード入りは取得できません。
印鑑登録証明書	150円	印鑑登録をしている本人のみ取得できます。
所得証明書 課税証明書	150円	本人のみ取得できます。課税データの登録がない方は発行できません。
納税証明書	150円	本人のみ取得できます。

★使用上の注意事項

- ①発行時間は、午前6時30分～午後11時です。
- ②転出された方など、取得日現在、上里町に住民登録がない方はご利用できません。
- ③15歳未満の方、マイナンバーカードに「利用者証明用電子証明書」の機能をつけていない方は利用できません。
- ④条例により、証明書発行手数料が免除となる場合であっても、コンビニ交付サービスでは手数料が必要となります。手数料の免除要件に該当し、無料交付を希望する場合は、役場窓口で交付請求を行ってください。
- ⑤発行後の証明書の交換や返金はできません。
- ⑥交付制限を申請している方は発行できません。

★対象店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど、マルチコピー機が設置されているコンビニ

参考：マイナンバーカード



【表面】



【裏面】

- ▶「住民票の写し」「印鑑登録証明書」に関するお問い合わせは、町民福祉課町民係【☎35-1224】
- ▶「所得証明書」「課税証明書」「納税証明書」に関するお問い合わせは、税務課【☎35-1220】

転出届がマイナポータルからも可能になります

令和5年2月6日から、マイナンバーカードを所有している方は、マイナポータルを通じてオンラインで転出の届出ができるようになりました。このサービスを利用する方は、転出にあたり上里町への来庁が原則不要となります。詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。

※単身での引っ越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の引っ越しでも利用可能です。

※電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引っ越しに限ります。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市町村の窓口で転入届等の手続きが必要になります。

問合せ…町民福祉課町民係【☎35-1224】



▲デジタル庁HP

最大 20,000 円分のポイントをもろうには、2 月までに申請を！！

この機会にマイナンバーカードをつくってみませんか？

●マイナンバーカードの申請をサポートします。写真撮影無料！

自宅からスマートフォンやパソコン、郵便等で申請ができますが、町民係でもオンライン申請（写真撮影含む）サポートを行っています。

マイナンバーカードの申請書をお持ちの場合は、来庁時にご持参ください。お持ちでない場合は、再発行手続きのため本人確認書類（運転免許証等）が必要になります。

本人確認書類については、町ホームページまたは町民係へお問い合わせください。

時間…平日午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時まで

＜臨時申請サポート＞

日時…2 月 12 日(日)、午前 9 時～正午 ※事前予約制のためご希望の方は、町民係へご連絡ください。

問合せ…町民福祉課町民係 ☎ 35 - 1224

●全国の携帯ショップでも申請ができます。写真撮影無料！

全国のNTTドコモ、KDDIおよびソフトバンクの店舗(UQスポットおよびワイモバイルショップを含む)の全国8,000店舗の携帯ショップで、マイナンバーカードの申請サポートが行われています。

受付期間…令和5年3月下旬まで

※土日祝日含め、店舗営業時間内はいつでも受付可能です。なお、マイナンバーカードの交付申請書を持参した方への申請サポートのほか、手ぶらで来店した方にも申請サポートを実施中です。

●マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が延長されました！

【延長前】 令和4年 12 月末 ⇒ 【延長後】 令和5年2月末

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は令和5年2月末までに延長されました。

また、マイナポイントの申請期限についても感染状況やカードの申請・交付状況をみつつ、今後適切な時期に改めて国から発表される予定です。

最大 20,000 円分のマイナポイントがもらえる！



マイナンバーカードの
新規取得等で
最大 5,000 円分

+

健康保険証としての
利用申込みで
7,500 円分

+

公金受取口座の
登録で
7,500 円分

【マイナポイントの申込サポート受付窓口】

場所…役場 1 階③番 町民福祉課町民係

時間…平日午前 9 時～正午、午後 1 時～ 5 時まで

マイナポイント第 2 弾の詳細はこちらからご確認ください。

マイナポイント事業ホームページ

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>

問合せ

＜マイナポイント制度について＞総合政策課政策調整係 ☎ 35 - 1238

＜マイナンバーカードの申請マイナポイントの申込サポートについて＞

町民福祉課町民係 ☎ 35 - 1224

